

第四三回

参第九号

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律
(案)

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(昭和二十八年法律
第七十一号)は、廃止する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした争議行為に対する電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の適用については、なお従前の例による。

理 由

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律制定後の労働事情の推移等にかんがみ、この際、同法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。